

# 「相続土地国庫帰属制度」の相談をされるお客様へ

## 1 相談予約

[相続土地国庫帰属制度](#)に係る相談は、「**事前予約**」が必要です。

予約方法は以下のとおりです。

インターネット <https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-hihx-u/>  
※インターネットでのご予約は、24時間可能!!!  
電話番号 鳥取地方法務局 TEL (0857) 22-2139

予約がない場合には、原則として対応いたしかねますので、ご留意願います。

## 2 相談方法

鳥取地方法務局での対面 又は 電話

## 3 相談時間

1件**30分以内**

## 4 相談の利用対象者

原則、鳥取県内の土地について、国への引渡しを希望される方

## 5 相談の内容と留意事項

持参された資料に応じ、可能な範囲で、国が引き取ることができる土地に該当するか等相談に応じます。

可能な範囲で、[法務省ホームページ](#)をご確認いただき、以下の資料等をお持ちください。

- ①チェックシート ([Word版](#)) ([PDF版](#))
- ②登記事項証明書又は登記簿謄本
- ③法務局で取得とした地図又は公図
- ④法務局で取得した地積測量図
- ⑤その他土地の測量図面
- ⑥土地の現況・全体が分かる画像又は写真

《注意点》相談の時点では、「国が引き取ることができる土地」に該当するかどうかの判断を行うことはできません。最終的な帰属の可否は、申請後、現地調査等を行った上で判断することとなります。

## 6 資格者への依頼 (法務省ホームページは[こちら](#)です)

申請書の作成の代行は、弁護士、司法書士及び行政書士に依頼することができます。

また、申請を検討している土地の所在や境界に不明瞭な点がある場合等は、申請に先立って、土地家屋調査士に相談することもできます。